## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	〇 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	熊本県		
3. 市区町村名	湯前町		
4. 届出番号	5		
5. 独自利用事務の事例番 号	108-5		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.yunomae.lg.jp/index.php?type=article&mode=articleList&categoryid= 13		

執行機関名 湯前町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務 省令で定めるもの	湯前町身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成20年要綱第6号) の実施に関する事務であって要綱で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		湯前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第9の項 湯前町身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成20年要綱第6号)の実施に関する事務であって要綱で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	湯前町身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成20年要綱第6号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい 日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに 係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者</u>	(目的) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく身体障がい者自動車改造費助成事業は、重度身体障がい者が就労、自立した生活及び社会活動への参加(以下「就労等」という。)に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会参加の促進を図り、福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		湯前町身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成20年要綱第6号)